

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

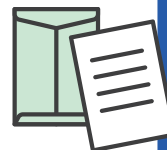
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

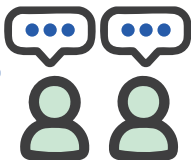
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口
月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く)
9時から12時、13時から17時 087-811-7801

徳島県消費者情報センター
平日(水曜日を除く)9:00~18:00 土曜日・日曜日 9:00~16:00 088-623-0110
※来所相談は10:00から

消費者ホットライン
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。 188

(公財)日本クレジットカウンセリング協会
平日10:00~12:00、14:00~16:40 0570-031640

法テラス・サポートダイヤル
平日9:00~21:00/土曜9:00~17:00 0570-078374

徳島弁護士会法律相談

弁護士会法律相談センター【有料・要予約】 088-652-3017

借金問題無料法律相談【要予約】
毎週火・木曜日 10時から12時 088-652-5768
毎週月曜日から金曜日 14時30分から16時

徳島県司法書士会 司法書士徳島総合相談センター
※要予約※無料相談と有料相談がありますので、お電話の際にご確認ください。 088-657-7191
無料相談 毎週水曜日 15:00~17:00 1人30分
有料相談 毎週木曜日 17:30~19:30 1時間:5,500円(税込)

事業者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口
月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く)
9時から12時、13時から17時 087-811-7801

徳島県 経済産業部 企業支援課
月曜日~金曜日(土・日・祝日、年末年始除く) 9:00~17:00 088-621-2354

法テラス・サポートダイヤル
平日9時~21時、土曜9時~17時 0570-078374

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

※電話で受付、面談による相談
平日10:00~12:00、13:00~16:00

0570-001-240

徳島県司法書士会 司法書士徳島総合相談センター

※要予約
※無料相談と有料相談がありますので、お電話の際にご確認ください。 088-657-7191
無料相談 毎週水曜日 15:00~17:00 1人30分
有料相談 毎週木曜日 17:30~19:30 1時間:5,500円(税込)

市区町村の相談窓口

徳島市 徳島市消費生活センター 088-625-2326

鳴門市 鳴門市消費生活センター 088-686-3776

小松島市 小松島市消費生活センター 0885-38-6880

阿南市 阿南市消費生活センター 0884-24-3251

吉野川市 吉野川市消費生活センター 0883-36-1840

阿波市 阿波市消費生活センター 0883-30-2222

美馬市 美馬地区消費生活センター 0883-53-1541

三好市 みよし消費生活センター 0883-72-7188

勝浦町 住民課 0885-42-1501

上勝町 住民課 0885-46-0111

佐那河内村 産業環境課 088-679-2115

石井町 産業経済課 088-674-1118

神山町 住民課 088-676-1113

那賀町 総務課 0884-62-1121

牟岐町 総務課 0884-72-3412

美波町 総務課 0884-77-3611

海陽町 総務課 0884-73-4151

松茂町・北島町 松茂・北島消費生活センター 088-699-4300

藍住町 藍住町消費生活センター 088-679-1848

板野町 板野町消費生活相談所 088-672-6099

上板町 上板町消費生活相談窓口 088-694-6816

つるぎ町 産業経済課 0883-62-3114

東みよし町 産業課 0883-79-5345